

第2期
毛呂山町地域福祉活動計画

平成25年3月

社会福祉法人
毛呂山町社会福祉協議会

はじめに

毛呂山町社会福祉協議会では、平成16年3月に住民や行政、その他福祉団体やボランティア団体の連携により住民参加型の地域づくりを推進するため、「毛呂山町地域福祉活動計画」を策定し、様々な地域福祉事業に取り組んで参りました。

この間、社会をめぐる情勢は、少子高齢化、核家族化および孤独死問題や生活困窮等の多様化した地域課題に大きく変容しつつあります。

また、今日では災害時における要援護者への支援体制の構築や、高齢者・障害者の権利擁護に関する事業の充実など新たな取り組みが求められています。

このような課題に対応し、住民が安心して安全な生活を地域で送れる町づくりを推進していくため、新たに「第2期毛呂山町地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画は、住民が主体となり社会福祉協議会や行政、関係機関が協働し、自助、共助、公助の確立を目指した内容となっており、住民が支え合い、安心して暮らせる“福祉のまち毛呂山”の実現へ向けた具体策を表したものです。

今後は本計画の達成に向けて役職員一丸となって努力してまいりますので、住民皆様方の多大なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご審議をいただきました地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの関係者の皆様から感謝申し上げます、ご挨拶といたします。

平成25年3月

社会福祉法人 毛呂山町社会福祉協議会
会 長 吉 田 勝 美

～ 目 次 ～

第 1 章 地域福祉活動計画策定にあたって

1	計画の目的	3
2	計画の根拠	3
3	計画の期間	3
4	計画の策定にあたって	3
5	第 2 期毛呂山町地域福祉計画の内容	4

第 2 章 毛呂山町の状況

1	毛呂山町の概況	6
2	人口の構成	7
3	障害者の状況	10

第 3 章 地域福祉活動計画

1	基本理念	12
2	基本目標	12
3	重点目標	13
4	実施計画	
	(1) ネットワークづくりの推進	
	①地域支え合い活動の推進	14
	②ふれあいいきいきサロン事業	15
	③災害時の支援体制の確立	15
	(2) 福祉への理解の推進	
	①福祉教育事業の充実	16
	②ふれあい広場の充実	17
	③広報啓発活動の充実	17
	④社会教育機関等との連携	18
	⑤各種募金活動の強化	18
	(3) ボランティア活動の推進	
	①ボランティアセンターの充実	19
	②ボランティアの育成	20
	(4) 地域福祉サービスの充実	
	①権利擁護の普及・啓発	21
	②給食サービス事業の充実	21
	③家族介護用品等支給事業・ 在宅重度心身障害児(者)紙おむつ等給付事業の実施	22

④福祉車両貸出事業・福祉機器貸出事業の充実	2 2
⑤子育てサロン事業の充実	2 2
⑥訪問理容サービス事業の充実	2 3
⑦高齢者困りごと援助サービス事業の充実	2 3
⑧金婚夫婦を祝う会事業の充実	2 3
⑨火災見舞い事業	2 4
⑩生活福祉資金貸付事業の実施	2 4
⑪福祉資金貸付事業の実施	2 5
(5) 住民ニーズの把握	
①相談活動等の充実	2 6
②地域懇談会等の実施	2 6
(6) 社協の基盤強化	
①事務局体制の機能強化	2 8
②諸規程・要綱等の整備	2 8
③理事会・評議員会の充実	2 9
④自主財源の確保	2 9
⑤施設運営の充実	3 0
⑥公費助成の拡大	3 0
策定委員会設置要綱	3 1
策定委員会開催状況	3 3
策定委員名簿	3 3

1 計画の目的

近年、毛呂山町においても人口に占める65歳以上の高齢者の割合が増加しており、高齢化の一途をたどっています。こうした急激な超高齢化社会に備え、「だれもが安心して生活を送ることのできる福祉のまち」をどのように実現すべきかということが今日、本町の重要な課題となっています。

この地域福祉活動計画は、地域福祉の中核組織である社会福祉協議会が地域における様々な問題を住民とともに主体的に考え、行動し誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちを自らの手でつくりあげることが目的とする計画です。

2 計画の根拠

社会福祉法第4条による。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者および社会福祉に関する活動を行なう者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成25年度から平成26年度までの2ヶ年計画とします。

4 計画の策定にあたって

(1) 策定委員会の設置

この計画の策定にあたり、区長会、民生委員・児童委員協議会、連合寿会、福祉団体、ボランティア団体、学識経験者等から編成された、毛呂山町地域福祉活動計画策定委員会を設置し、様々な見地から意見を計画に反映するよう努めました。

(2) 各種行政資料の活用

町が策定した毛呂山町地域福祉計画をはじめ、各種の資料を参考にしました。

(3) 毛呂山町地域福祉計画との関係

毛呂山町では、平成22年度から平成26年度を期間とした「第2期毛呂山町地域福祉計画」を策定しています。

【第2期毛呂山町地域福祉計画より】

住民に最も身近な行政主体である市町村が、“行政計画”として、地域福祉推進の主体である地域住民、福祉サービスを提供する事業者、民生委員、ボランティアなどの地域で福祉活動を行う者の参加を得て、地域の生活課題とそれに対応する必要なサービスの内容・量を明らかにし、そのサービス提供体制などについての計画を具体的に示したものが「地域福祉計画」です。一方、地域福祉推進の中核的な役割を担っている社会福祉協議会が“民間計画”として、地域福祉の推進を基本理念とし、地域住民や社会福祉関係者、当事者組織、NPO・ボランティア団体などが相互に協力して、住民等の活動及び行動を計画化したものが「地域福祉活動計画」です。

今後の地域福祉の推進に当たっては、町と社会福祉協議会が相互の役割を認識し、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の2つの計画により、地域福祉を推進していく必要があります。

《第2期毛呂山町地域福祉計画（P. 19）より引用》

5 第2期毛呂山町地域福祉計画の内容

【基本理念】

住み慣れた地域で①それぞれの役割を担い②安心と活力のある町を築く

①それぞれの役割

地域福祉は、年齢や障害に関わらず、自分らしく、安心して自分の住む地域社会で暮らしていくことを基本とし、“住民一人ひとり・地域・公共・ボランティア・事業所など”の役割分担による支え合い、助け合いのもと、誰もが身近な地域で、生きがいを持って健康に暮らせる地域づくりを目指すことを目標としています。

言い換えれば、ご近所同士のお付き合いや子どもから高齢者までの世代やそれぞれの職域を超えての交流による活動の輪の広がりの中から、心の通う、信頼にあふれた地域社会を育んでいくこととなります。

②安心と活力のある町

少子高齢化や核家族化が進むにつれ、地域では、様々な生活課題が表面化してきています。高齢者だけの世帯、母子家庭、核家族など、家族構成が少人数化し、家庭そのものの存続が危ぶまれており、本町においても例外ではありません。

このような中であって、福祉サービスを必要とする人に対しては、町や社会福祉協議会、関係機関などが連携を深め、主体である住民とともに生活課題の抽出を行いながら、必要とする人に必要な支援を提供できるような地域づくりを目指していく必要があります。

《第2期毛呂山町地域福祉計画（P. 41）より引用》

【基本目標】

基本目標1：一人ひとりの主体的な参加による地域福祉活動を推進します

地域で安心して暮らし続けるためには、地域での人と人とのつながりは重要なものとなります。そのため、地域福祉を担う人材の育成、福祉関係団体への支援、各団体や関係機関の交流や連携への取り組み、全ての人が地域でのコミュニティ形成への積極的参加を促進し、地域の活性化を図ります。

基本目標2：みんなで支え合う思いやりの気持ちが通い合うまちづくりを推進します

これからの地域社会においては、みんなで助け合う（共助）について考えていく必要があります。そのためには、一人ひとりの人権が尊重され、お互いが生きる意識を熟成させていくため、人権、福祉等に関する意識や教育の向上を図るとともに、地域における活動団体（ボランティアなど）に関する情報の共有化を図り、円滑に活動を展開していくことができる環境の整備を目指し、自主的な地域住民同士の支え合い、助け合いが実践されていく体制づくりを目指します。

基本目標3：誰もが住み慣れた地域で適切な福祉サービスが利用できる体制づくりを推進します

地域社会において、だれもが自分らしくより良く生活するために、地域で課題を抱え困難な状況にある人を支援できる仕組みを構築していく必要があります。そのために、気軽に相談できる総合的な相談支援体制づくりを推進し、相談事業やサービス利用に関する情報を誰もが入手できるように取り組みます。また、地域で支援を必要とする人に適切な助言を行い必要な支援を行うとともに、社会参加につながる適切な福祉サービス利用の促進を図り、地域で安心して暮らしていけるような仕組みづくりを進めます。

《第2期毛呂山町地域福祉計画（P. 43）より引用》

1 毛呂山町の概況

(1) 位置・地勢

本町は、埼玉県の南西部に位置し、北は比企郡鳩山町、東は坂戸市、南は日高市、南から西にかけて飯能市、西から北は越生町にそれぞれ接しています。東西約9 km、南北約7.5 kmと東西に細長く、面積は34.03 km²を有し、首都圏から50 km圏内に位置する自然と緑の多い町です。

(2) 沿革

町の中央部に位置する出雲伊波比神社は奈良時代には成立し、大規模な古墳群も発見されていることから、町の歴史はかなり古いものと思われます。

1939年（昭和14年）4月1日、毛呂村と山根村が合併して旧毛呂山町となり、1955年（昭和30年）4月1日に旧毛呂山町と川角村が合併して現在の毛呂山町が誕生しました。

2 人口の構成

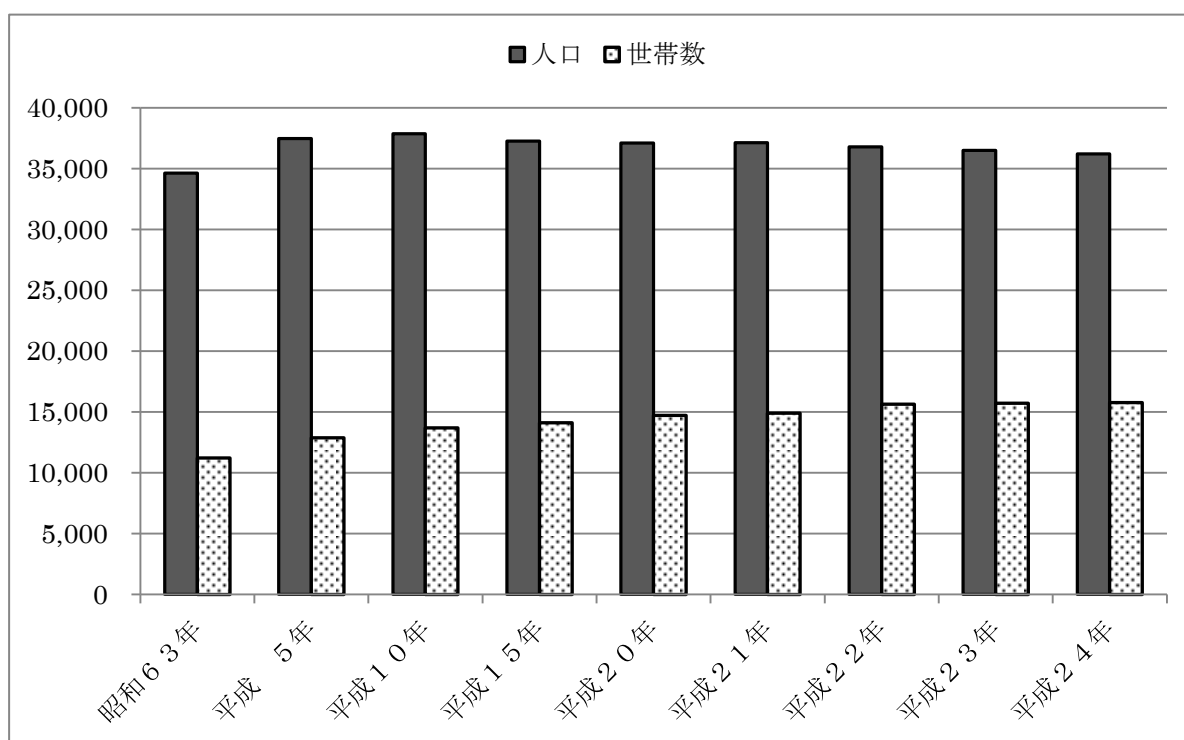
(1) 人口と世帯数の推移

毛呂山町においては、近年、人口は減少傾向にあります。世帯人口も減少傾向にあり、単身世帯や核家族化が増えてきていることがうかがえます。

各年1月1日現在
単位：人・世帯

	人口			世帯数	世帯人口
	総数	男	女		
昭和63年	34,622	16,952	17,670	11,225	3.08
平成5年	37,485	18,499	18,986	12,875	2.91
平成10年	37,873	18,725	19,148	13,682	2.77
平成15年	37,275	18,501	18,774	14,106	2.64
平成20年	37,110	18,540	18,570	14,717	2.52
平成21年	37,134	18,530	18,604	14,915	2.49
平成22年	36,783	18,352	18,431	15,636	2.35
平成23年	36,510	18,176	18,334	15,718	2.32
平成24年	36,220	18,050	18,170	15,777	2.30

資料：埼玉県ホームページ



(2) 年代別人口の推移

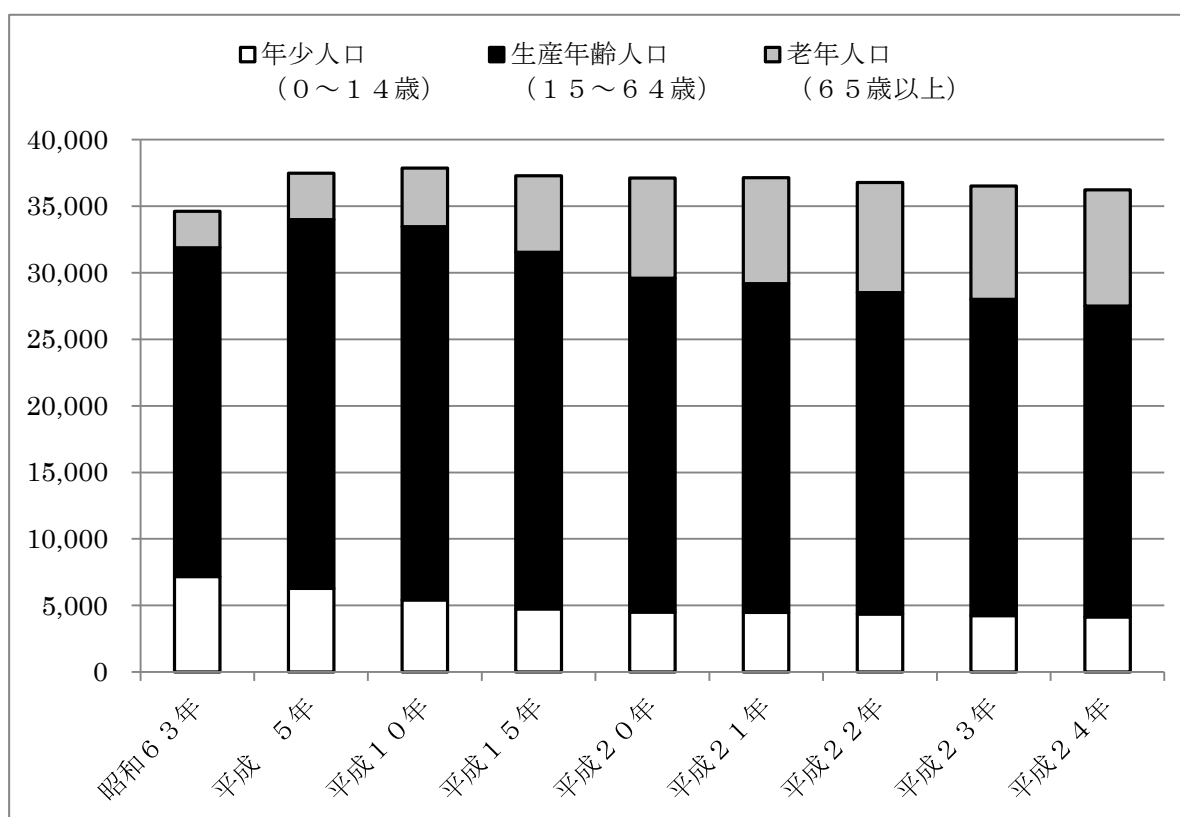
年少人口（0～14歳）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加してきており、毛呂山町においても少子高齢化が進行しています。

各年1月1日現在

単位：人

	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
昭和63年	7,179	24,702	2,741
平成5年	6,276	27,707	3,502
平成10年	5,427	28,021	4,425
平成15年	4,744	26,803	5,728
平成20年	4,502	25,081	7,527
平成21年	4,472	24,696	7,966
平成22年	4,358	24,142	8,283
平成23年	4,234	23,765	8,511
平成24年	4,141	23,347	8,732

資料：埼玉県ホームページ



(3) 高齢化率

人口に占める老年人口（65歳以上）の割合が、高齢化率です。毛呂山町においては、平成24年には24.1%と、約4人に1人が65歳以上という割合になっています。

各年1月1日現在

単位：人

	人口総数…①	老年人口…②	高齢化率 (②÷①)
昭和63年	34,622	2,741	7.9%
平成5年	37,485	3,502	9.3%
平成10年	37,873	4,425	11.7%
平成15年	37,275	5,728	15.4%
平成20年	37,110	7,527	20.3%
平成21年	37,134	7,966	21.5%
平成22年	36,783	8,283	22.5%
平成23年	36,510	8,511	23.3%
平成24年	36,220	8,732	24.1%

資料：埼玉県ホームページ

3 障害者の状況

(1) 身体障害者の手帳所持者数

平成22年度末での身体障害者手帳所持者数は1,166人となっており、所持者数は増加傾向にあります。

単位 : 人

	総数	等級別内訳					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成18年	1,101	352	257	176	198	61	57
平成19年	1,072	338	241	172	203	65	53
平成20年	1,101	351	239	174	216	66	55
平成21年	1,132	368	235	171	230	67	61
平成22年	1,166	375	235	175	249	69	63

資料 : 第三次毛呂山町障害者計画・第3期毛呂山町障害福祉計画

(2) 身体障害者の手帳所持者の障害種類別推移

障害種類別にみると、平成22年度では「肢体不自由」が649人と最も多く、全体の半数以上を占めています。

単位 : 人

	総数	障害種類内訳				
		視覚	聴覚 平衡	音声 言語 そしゃく	肢体 不自由	内部 障害
平成18年	1,101	88	122	10	596	285
平成19年	1,072	81	116	10	584	281
平成20年	1,101	77	118	12	609	285
平成21年	1,132	79	117	13	627	296
平成22年	1,166	78	121	12	649	306

資料 : 第三次毛呂山町障害者計画・第3期毛呂山町障害福祉計画

(3) 知的障害者の手帳所持者数

平成22年度末での療育手帳所持者数は293人となっており、増加傾向にあります。程度別にみると、平成22年度では「B」が89人と最も多いです。

単位 : 人

	総数	等級別内訳			
		Ⓐ	A	B	C
平成18年	265	59	65	88	53
平成19年	259	50	71	80	58
平成20年	261	50	72	81	58
平成21年	279	57	73	84	65
平成22年	293	59	75	89	70

資料 : 第三次毛呂山町障害者計画・第3期毛呂山町障害福祉計画

(4) 精神障害者の手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成20年度以降は160人前後で推移しており、平成22年度末で161人となっています。等級別にみると、「2級」が96人で最も多いです。

単位 : 人

	総数	等級別内訳		
		1級	2級	3級
平成18年	103	13	62	28
平成19年	97	10	54	33
平成20年	165	19	94	52
平成21年	163	18	94	51
平成22年	161	19	96	46

資料 : 第三次毛呂山町障害者計画・第3期毛呂山町障害福祉計画

1 基本理念

『ふれて ささえて まちづくり』

だれもが家族や地域とのふれあいを大切にしながら、お互いに支えあって、安心して暮らせる“福祉のまち毛呂山”をめざして基本理念を定めます。

2 基本目標

事業実施の継続性を持たせるため、前毛呂山町地域福祉活動計画（平成17年度～21年度）の基本計画を本計画の基本目標とし、次の6項目を基本目標に掲げます。

（1）ネットワークづくりの推進

私たちの生活の場である地域において、地域福祉のまちづくりは社協に求められている役割のうちでも最も大切なものと言えます。誰もが安心して暮らせる地域にするために、社協に参画している住民・団体・施設・ボランティアなど、住民総参加での地域支え合い活動を展開していけるようにネットワークづくりを推進していきます。

（2）福祉への理解の推進

福祉活動および地域福祉づくりを行ううえで、住民の方々の理解と協力は不可欠です。現在活動している方だけでなく、今後の協力者を増やしていくことも大事です。大人だけでなく次代を担う子どもたちの福祉に対する意識向上にも取り組んでいきます。

（3）ボランティア活動の推進

ボランティアセンターの充実をはかり、登録ボランティアがボランティア活動を通して、生きがいややりがいを見つけながら、地域活動へ積極的に参加が出来るように体制を整えていきます。
また、これからボランティア活動を始めたいと考えている方やボランティア活動に興味を持っている方を対象とした講座の充実をはかっています。

(4) 地域福祉サービスの充実

誰もが安心して暮らしていけるよう、ご本人やご家族に寄り添った支援を実施していきます。また事業を通じて、対象となる方の社会参加や自立が促進されるように取り組んでいきます。

(5) 住民ニーズの把握

行政区ごとに行う地域懇談会等を開催し、社協が直接出向いて行って意見交換をすることで、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し問題解決の事業展開や支援ネットワークを構築出来るように取り組みます。

(6) 社協の基盤強化

社協は地域に深く根を張り、常に地域福祉を取り巻く新しい地域課題に対応していくことが基本です。そのために職員の資質向上と団体等から選出されている理事及び評議員の意思がより反映出来る体制を整備していきます。また、社協は住民全体の民間組織という側面と、行政からの事業受託など準公共的な側面を併せ持つため、行政と社協との役割分担や財源負担等を検討しながら、社協の基盤強化をはかっていきます。

3 重点目標

基本目標のうち、下記の3事業を重点目標として活動します。

- ①地域支え合い活動の推進【基本目標（1）ネットワークづくりの推進】
ご近所づきあいが希薄となっている昨今、一人暮らし高齢者の孤独死や幼児・児童、高齢者及び障害者など社会的弱者と呼ばれる人たちの虐待を未然に防ぐため、また災害時の要援護者の安全確保を図ることを目的に、自分の出来ること（自助）や地域で出来ること（共助）により、日頃から地域ぐるみで支え合い活動を行なうことを目指します。
- ②福祉への理解の推進【基本目標（2）福祉への理解の推進】
次世代を担っていく人材を育てていくために福祉への理解は不可欠です。「ともに考え、ともに学ぶ」ことで、福祉の受け手と与え手に分けないで、お互いが地域の一員と考えることが出来る人材の育成を行います。
- ③権利擁護の普及・啓発【基本目標（4）地域福祉サービスの充実】
住み慣れた地域で安心して安全に生活をしていくために、権利擁護は大事な要素です。特に、高齢者や障害者など判断能力が不十分な人たちが、トラブルに巻き込まれないよう、支えていける体制が必要です。

4 実施計画

基本目標を事業内容に基づいて体系化し、実施計画とします。

(1) ネットワークづくりの推進

私たちの生活の場である地域における、地域福祉のまちづくりは社協に求められている役割のうちでも最も大切なものと言えます。誰もが安心して暮らせる地域にするために、社協に参画している住民・団体・施設・ボランティアなど、住民総参加での地域支え合い活動を展開していけるようにネットワークづくりを推進していきます。

①地域支え合い活動の推進 <重点目標>

【現状】

- 行政区は67地区に分かれています。社協は各区長に福祉委員を委嘱しています。
- 民生委員担当地区は71地区に分かれています。
- 高齢化が進んできているので、見守り活動の必要性は高まっています。

【課題】

- 地区によっては区長が一年交代の地区も多く、福祉委員としての活動が社協会費・募金の取りまとめのみとなっている地区も多いです。
- 第2期毛呂山町地域福祉計画において、見守り活動を進めていく単位として小規模ネットワークが謳われていますが、見守りにおける担い手として民生委員の負担は大きくなってきています。

【これからの活動】

○地域支え合い活動事業

- * 全町的な取り組みを目指すために、区長・民生委員・ボランティア等の代表および行政職員をメンバーとして検討会議を開催し地域支え合い活動の内容を議論し要綱を定めます。 ⇒ 『平成25年度』
- * 地域支え合い活動の取り組みの一環として、「福祉サポーター（仮称）」を新たに創設するように検討会議にて議論します。
- * 福祉サポーター（仮称）の主な活動内容は
 - ・ 社協からの情報を住民の方へ伝える連絡調整役
 - ・ 自分（福祉サポーター自身）の生活時の延長線での見守り活動
 - ・ 異変を感じた時に地区の民生委員へ連絡をする
 - ・ 地区で実施するいきいきサロン等の運営に、ボランティアとして協力をするなどが考えられます。
- * 検討会議において、事業全体に掛かる費用を分析し、経費補助が得られるように町と協議をします。
- * 要綱を定めた後は、区長を対象にした推進会議や地域懇談会等にて、活動の普及啓発に努めます。 ⇒ 『平成25年度～平成26年度』

- * 説明会后、活動準備が出来た地区から地域支え合い活動が行えるように働きかけます。 ⇒ 『平成26年度』
- * 平成27年度以降、全地区で実施出来るように働きかけます。

②ふれあいいきいきサロン事業

【現状】

- 地域に住む高齢者を中心に、ふれあいや交流の場、仲間づくりや生きがいつくりの場を提供することを目的に実施しています。
- 各地区において、区長や区役員、民生委員、赤十字奉仕団、地域子ども会、ボランティア等が中心となって運営されています。
- 現在は、約2/3の地区にて実施されています。
※平成24年度実施地域：46地区/67地区
- 地区の世帯数および社協会員への加入率に応じて、各地区へいきいきサロン事業助成金を助成しています。(最大70,000円)

【課題】

- 実施内容は各地区に一任していますが、地区によって実施頻度・内容に大きなバラつきがあります。
- 常設型のサロン開設を希望する地区も出てきています。

【これからの活動】

- ふれあいいきいきサロン事業
 - * 実施地区が増えるように、未実施地区へ積極的に働きかけます。
 - * すでに実施している地区では、内容のより一層の充実をはかれるように支援していきます。
 - * いきいきサロンの対象となる事業内容等、助成内容について検討します。
⇒ 『平成25年度～平成26年度』

③災害時の支援体制の確立

【現状】

- 災害時に備え、町の防災計画に基づいた防災訓練が実施されていますが、社協として災害時に支援する体制は整えられていません。

【課題】

- 災害時に、災害ボランティアセンター運営する体制を確立しておく必要があります。

【これからの活動】

- 災害ボランティアセンターの運営
 - * 災害ボランティアセンターの運営について、町とも協議しながら、町防災訓練に参加し災害時に対応出来るように体制を整えていきます。
⇒ 『平成25年度～平成26年度』
- 災害等緊急支援事業
 - * 災害時に備えて、町と連携をとりながら救援物資(アルファ米等)を備蓄します。

(2) 福祉への理解の推進

福祉活動および地域福祉づくりを行ううえで、住民の方々の理解と協力は不可欠です。現在活動している方だけでなく、今後の協力者を増やしていくことも大事です。大人だけでなく次代を担う子どもたちの福祉に対する意識向上にも取り組んでいきます。

①福祉への理解の推進 <重点目標>

【現状】

○ボランティア推進校として、町内中学校2校を指定し助成を行なっています。

* 主な活動内容（活動内容は各学校に一任のため、学校ごとに異なります）

- ・総合的な学習（福祉施設などの体験メニュー）
- ・当事者体験談

○社会福祉協力校として、町内小学校4校を指定し助成を行なっています。

* 主な活動内容（活動内容は各学校に一任のため、学校ごとに異なります）

- ・福祉体験（車イス・アイマスク体験など）
- ・各種回収活動（古切手・プルタブ・ペットボトルキャップなど）
- ・各種募金運動（緑の羽根・赤い羽根など）
- ・学校行事（運動会・文化祭など）に高齢者を招待

○各小中学校へ出向いて行き、福祉体験の支援を行なっています。

○福祉体験ボランティアを育成し、体験時の補助などを担っていただいています。

【課題】

○学校の授業時間内での体験が主なため、年間を通じて取り組める内容が求められています。

○福祉体験ボランティアを対象にした研修（勉強会）が不足しています。

○福祉体験として行なえるメニューが一覧化出来ていません。そのため、学校などとの打ち合わせ時に積極的な提案をすることが出来ていません。

○高校生以上の方を対象にした福祉体験プログラムが不足しています。

【これからの活動】

○福祉協力校事業・ボランティア推進校事業

* 学校で取り組める福祉体験プログラムの充実をはかります。

* 年間を通じた福祉体験プログラムに取り組んでいきます。

* 福祉体験ボランティアの拡充をはかりながら、より一層の育成に取り組んでいきます。

* 福祉体験の内容が分かるマニュアルを作成します。

* 日常的に取り組める福祉活動として、あいさつ運動を積極的に働きかけます。

○福祉体験プログラムの充実

* 高校生以上の方を対象にした体験メニューを増やし、多くの方に福祉への理解が広まるようにしていきます。

②ふれあい広場の充実

【現状】

- 福祉に対する理解を深め、交流の輪を広めることを目的に、年1回開催しています。
- 地域福祉の向上に功績のあった方を表彰する社会福祉大会を併せて実施しています。

【課題】

- 住民総参加型のイベントとするため、開催方法や参加方法等を見直す必要があります。
- 地域福祉の普及啓発のため、より一層の内容充実を求められています。

【これからの活動】

○ふれあい広場事業

- * 地域の福祉施設およびボランティア団体等の参加を促し、住民同士がつながる場となるように努めます。
- * 福祉体験コーナーをより充実させ、ノーマライゼーションが学べるように努めます。
- * ボランティア協力をさらに進めて、住民でつくるふれあい広場を目指します。
- * ボランティア参加等で、今まで以上に小中学生も参加出来るように努めます。
- * 開催方法や参加方法について、見直します。
⇒『平成25年度～平成26年度』

③広報啓発活動の充実

【現状】

- 機関紙「社協だより」を年4回発行し、全戸に配布しています。
- 子育てに関する情報を掲載した「毛呂山子育て情報紙」を年4回発行し、関係団体・施設等へ配布しています。
- インターネットにてホームページを公開しています。

【課題】

- 「社協だより」の住民への周知度は、あまり高くありません。
- 社協紹介パンフレットは、平成17年時に作成したものです。そのため、内容が現状と異なってしまっている点が多いです。
- 社協紹介ビデオ等、映像資料がありません。

【これからの活動】

○機関紙「社協だより」発行事業

- * 年4回発行します。
- * インタビューや活動紹介などで、地域福祉での取り組みやボランティア活動等、身近な福祉を多く取り上げられる内容となるよう努めます。

○PR事業

- * インターネットのホームページをより活用します。
- * 社協事業の理解促進をはかるため、社協紹介パンフレット・ビデオを新しく作成します。 ⇒『平成25年度』

④社会教育機関等との連携

【現状】

- 各種イベント時に大学生へボランティア協力の案内を行っています。
- 「ふれあい広場」にステージ発表等で近隣大学より参加していただいています。
- 青少年相談員協議会に対して、活動費の一部を助成しています。

【課題】

- 大学生・高校生とのボランティア協力がイベントごとになってしまっています。年間を通じた協力を得られるように体制を整えていく必要があります。

【これからの活動】

- ボランティアセンター運営事業
 - * 共助の考え方にに基づき、お互いがお互いを支えられるようにボランティア活動の推進をはかります。
- 福祉助成事業
 - * 福祉団体等の活動がより活発になるように助成を行います。
 - * より幅広く地域福祉活動が行えるように、対象および助成方法、金額については、見直しを行います。 ⇒ 『平成25年度～平成26年度』
- 社会教育機関等との連携
 - * 地域福祉推進の必要性が住民に共通の認識として浸透するよう、学校・PTA・図書館・公民館等との連携をよりはかる必要があります。

⑤各種募金活動の強化

【現状】

- 募金活動は、「赤い羽根募金」（募金受付期間：10月1日～12月31日）と「歳末たすけあい募金」（募金受付期間：12月1日～12月31日）を行っています。
- 「赤い羽根募金」の一部は、社協事業（「社協だより」発行事業・「子育てサロン」事業など）の経費として使わせていただいています。
- 「歳末たすけあい募金」は配分委員会で検討した上で、全額を配分金事業（歳末援護金事業・おせち配布事業など）として使わせていただいています。

【課題】

- 戸別募金（行政区ごとの募金）は区長や区役員を通じて住民の方にはお願いしていますが、募金額は年々減少傾向にあります。
- 募金運動にあたっては募金の主旨や用途を明確にし、住民に助け合い、支え合いの精神を啓発し理解を求める必要があります。
- 「歳末たすけあい募金」の配分方法については、歳末たすけあい運動実施要綱に基づき、配分先や配分金額を見直す必要があります。

【これからの活動】

- 「赤い羽根募金」は、より募金の周知をはかるため、街頭募金活動への理事・評議員、ボランティアの協力についてはたらきかけます。 ⇒ 『平成25年度』
- 街頭募金活動等、福祉教育の一環として学生向けの活動を検討します。
⇒ 『平成25年度～平成26年度』
- 「歳末たすけあい募金」の配分方法について見直します。
⇒ 『平成25年度～平成26年度』

(3) ボランティア活動の推進

ボランティアセンターの充実をはかり、登録ボランティアがボランティア活動を通して、生きがいややりがいを見つけながら、地域活動へ積極的に参加が出来るように体制を整えていきます。

また、これからボランティア活動を始めたいと考えている方やボランティア活動に興味を持っている方を対象とした講座の充実をはかっていきます。

①ボランティアセンターの充実

【現状】

- 活動の拠点となるボランティアセンターは、ウイズもろやま（毛呂山町福祉会館）の一角を利用し設置しています。
- ボランティア活動に携わる職員は、社協事業との兼務で行っています。
- 器材（高齢者体験キットなど）や図書が、長年の使用のため傷みが激しくなっている物も多くなっています。
- ボランティアおよびボランティアグループ・団体がボランティア保険に加入する際に保険料の一部を助成しています。

【課題】

- ウイズもろやま（毛呂山町福祉会館）の一角にあるため、誰もが気軽に訪れて情報を共有出来るスペースになっていません。
- ボランティアセンター業務と社協事務局業務を兼任して実施をしています。ボランティア活動をより活性化するため、ボランティアセンター専任職員（ボランティアセンターコーディネーター）の配置が望まれます。
- ボランティア情報を活動希望者へ届けきれれていません。情報発信の方法が課題となっています。
- 第2期毛呂山町地域福祉計画において、地域住民やボランティアが地域の福祉課題や生活課題についての理解を共有しあえる場を地域の中につくることを支援すると明記されていますが、地域にボランティアの拠点はつくれていません。
- ボランティア保険の保険料助成については、他社協においては助成を中止した社協もあります。

【これからの活動】

○ボランティアセンター事業

- * ボランティア活動の基幹として、ボランティアセンター（ウイズもろやま（毛呂山町福祉会館）内）の機能がより充実するように努めます。
- * ボランティアセンター専任職員（ボランティアコーディネーター）が配置出来るように町とも協議しながら検討していきます。
- * 地域でのボランティア活動の拠点づくりを支援していきます。
- * ボランティア情報の発信方法について、見直します。 ⇒『平成25年度』
- * 必要な器材等について順次整備をしていきます。
- * ボランティア保険の保険料助成について、見直します。 ⇒『平成25年度』

②ボランティアの育成

【現状】

- 各種ボランティア入門講座および養成講座を行っていますが、シルバー世代の参加が増えています。

【課題】

- 町内外の小・中学校、高校、大学との連携を深め、青少年層のボランティアの発掘・育成が必要です。

【これからの活動】

○ボランティア入門講座・養成講座

- * 目的に応じた講座内容を提供し、幅広い方々が参加出来るように努めます。
- * 施設などの協力をあおぎ、よりたくさんの体験が出来るようにします。
- * 町内外の小・中学校、高校、大学との連携を深められるように働きかけます。

○ボランティア関係者連絡会議

- * ボランティア活動をしている方たちの意見が反映出来るように、関係者連絡会議を定期的を開催していきます。

(4) 地域福祉サービスの充実

誰もが安心して暮らしていけるよう、ご本人やご家族に寄り添った支援を実施していきます。また事業を通じて、対象となる方の社会参加や自立が促進されるよう取り組んでいきます。

①権利擁護の普及・啓発 <重点目標>

【現状】

- 社協では、認知症高齢者や知的障害者など判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービス利用援助事業（埼玉県内での通称：あんしんサポートねっと）を実施しています。
- 福祉サービス利用援助事業（埼玉県内での通称：あんしんサポートねっと）は、埼玉県社会福祉協議会から事業を受託し実施しています。
- 成年後見制度についての相談が年々増えてきています。

【課題】

- 福祉サービス利用援助事業は、関係機関（行政・地域包括支援センターなど）からの相談が主になっています。一般の方への周知はさらに必要です。
- 利用者を訪問し支援する生活支援員が不足しています。
- 成年後見制度の周知がはかれています。

【今後の活動】

- 福祉サービス利用援助（あんしんサポートねっと）事業
 - * 福祉サービス利用援助事業および成年後見制度の周知をはかるため、説明会を定期的開催します。
 - * 安定的運営のため、生活支援員の発掘・育成に取り組みます。

②給食サービス事業の充実

【現状】

- 町から事業を受託して実施しています。
- 単身で生活をしている65歳以上の高齢者を対象に、安否確認と健康管理を目的に火曜日と金曜日の昼食を配達しています。
- 調理は、業者とボランティア団体に依頼しています。
- 配達は、火曜日は民生委員を中心に赤十字奉仕団・ボランティアが、金曜日はボランティアが配達をしてくださっています。

【課題】

- 配達にかかる民生委員の負担が大きくなってきています。
- 申請は役場、実施は社協と利用者にとっては分かりにくい事業内容になってしまっています。

【これからの活動】

- 給食サービス事業
 - * 町と連携をとりながら、給食サービス事業の周知に努めます。
 - * 配達ボランティアの確保および充実をより一層はかります。
 - * 民生委員・ボランティアが協同しての配達体制を整え、地域の見守る目を増

やしていけるように取り組んでいきます。

*実施方法については、役場担当課と協議をしていきます。

③家族介護用品等支給事業・在宅重度心身障害児（者）紙おむつ等給付事業の実施

【現状】

○町から事業を受託して実施しています。

○在宅で寝たきりの高齢者や常時紙おむつを必要とする障害者を介護している家族の経済的負担を軽減することを目的に紙おむつを支給しています。

【課題】

○申請は役場、実施は社協と利用者にとっては分かりにくい事業内容になってしまっています。

【これからの活動】

○家族介護用品等支給事業・在宅重度心身障害児（者）紙おむつ等給付事業

*実施方法については、役場担当課と協議をしていきます。

④福祉車両貸出事業・福祉機器貸出事業の充実

【現状】

○福祉車両としてリフト車両を貸し出しています（運行距離30km未満は利用者負担なし）。福祉機器貸出事業として介護ベッド、車椅子などを利用料無料で貸し出しを行っています（1ヶ月単位で最長12ヶ月間）。

【課題】

○福祉機器は貸し出し期間（1ヶ月単位で最長12ヶ月間）が長いため、機器によっては長く貸出中となってしまう利用者の希望に応えられないことがあります。

○事業の周知度はあまり高くありません。

【これからの活動】

○福祉車両貸出事業・福祉機器貸出事業

*社協だよりやホームページなどをより活用し、事業の周知に努めます。

*福祉機器は、貸し出し期間の見直しを行います。 ⇒『平成25年度』

⑤子育てサロン事業の充実

【現状】

○月2回開催しています。（第2木曜日：東公民館、第4木曜日：ウィズもろやま）

○毛呂山町民生委員児童委員協議会およびボランティアの協力のもと運営しています。

【課題】

○来場する利用者が固定化されてきています。

【これからの活動】

○子育てサロン事業

*子育て中の親が気楽に参加出来るように月2回開催していきます。

*より多くの方に利用していただけるように、事業の周知に努めます。

*協力をしていただけるボランティアの発掘・育成に努めます。

⑥訪問理容サービス事業の充実

【現状】

- 毛呂山町理容店組合の協力を得て実施をしています。
- 利用者数はあまり増減がありません。

【課題】

- 対象者を、社協会員で65歳以上で在宅で寝たきりの方（介護度が4～5）としているため、対象者が多くなっていません。
- 近年は、介護度が3未満の方や65歳以下で障害により寝たきりの方からのお問い合わせも増えています。

【これからの活動】

- 訪問理容サービス事業
 - * より一層の事業の周知に努めます。
 - * 対象者等事業内容の見直しを行います。 ⇒『平成25年度～平成26年度』

⑦高齢者困りごと援助サービス事業の充実

【現状】

- 対象者は、社協会員で単身で生活をしている65歳以上の高齢者です。
- 1時間程度で行える軽微な内容（タンスの移動、庭の草取りなど）を、ボランティアに活動していただいています。（利用者負担1時間500円、ボランティア活動費1時間500円）

【課題】

- 事業内容が、町内のNPO法人などの他団体の活動と似ているため、利用者数があまり増加しない一因となっています。
- 事業の周知があまり高くありません。
- 依頼内容の確認・下見（場所や作業内容など）のため、職員が対応する機会が多くなります。事業を継続していくためには事業方法の見直しが必要です。

【これからの課題】

- 高齢者困りごと援助サービス事業の充実
 - * 対象者や活動内容など事業方法の見直しを行います。
 - ⇒『平成25年度～平成26年度』

⑧金婚夫婦を祝う会事業の充実

【現状】

- 平成19年度までは、記念品等を贈呈していました。
- 平成20年度からは、参加ご夫婦に集っていただき「金婚夫婦を祝う会」を催しています。（記念撮影・食事会）
- 社協だよりにて周知し、対象者が社協へ申請をし受け付けています。
- 対象者は、結婚50年を迎えた毛呂山町に1年以上在住している社協会員です。
- 開催にあたっては、毛呂山町民生委員児童委員協議会の協力をいただいています。

【課題】

- 社協だよりでの周知が伝わりきっておらず、開催後に問い合わせをいただくことがあります。

【これからの活動】

○金婚夫婦を祝う会事業

- * より一層の事業の周知に努めます。
- * 毛呂山町民生委員児童委員協議会をはじめ、ボランティアの協力を得ながら内容の充実に努め、ご夫婦にとって良き思い出となれるように取り組んでいきます。

⑨火災見舞い事業

【現状】

○社協会員世帯・非会員世帯が火災にあわれた際に見舞金をお渡ししています。

会員世帯 : 全焼20,000円 半焼10,000円

非会員世帯 : 全焼10,000円

【課題】

○見舞金の方法については、近隣社協等の状況を確認しながら、あらためて検討する必要があります。

【これからの活動】

○火災見舞い事業

- * 火災にあわれた社協会員世帯（全焼・半焼）および非会員世帯（全焼）に見舞金をお渡しします。
- * 見舞金の方法については、近隣社協等の状況を確認しながら、あらためて検討します。 ⇒ 『平成25年度～平成26年度』

⑩生活福祉資金貸付事業の実施

【現状】

○埼玉県社会福祉協議会から事業を受託して実施しています。

○市町村社協は申請と償還の窓口業務を担い、埼玉県社協が貸付の決定を行っています。

○低所得世帯および障害者世帯、高齢者世帯を対象に経済的自立と生活意欲の向上をはかるため、実施しています。

○貸付の申請書類として、民生委員意見書が必要です。

【課題】

○貸付金が目的通り有効に活用され無理のない償還（返済）が出来るよう、借受人に対して十分な指導が必要です。

○転居等により償還が滞ってしまう借受人もいます。

○貸付の申請を受理するにあたって、専門的な知識が必要な場合、職員のみでは判断に迷う場合があります。

【これからの活動】

○生活福祉資金貸付事業

- * 事業の周知徹底に努めます。
- * 申請や償還にあたってのチェック機能をより手厚くしていくため、貸付調査委員会の実施を検討します。 ⇒ 『25年度と26年度』

⑪福祉資金貸付事業の実施

【現状】

- 緊急に生活費が不足した場合に、最高3万円（会長が特別と認めた場合は5万円まで）を限度に貸し付けを行い、生活の安定と自立更正をはかっています。
- 貸付にあたっては、担当地区の民生委員からの意見を求めて状況確認を行っています。
- 相談件数は増加傾向にあります。

【課題】

- 相談者の中にはリピーターになってしまっている方もいます。
- 民生委員から意見書をもらっていますが、毛呂山町では転入者も多く、最近は民生委員が把握していない方からの申請も増えてきています。

【これからの活動】

- 福祉資金貸付事業

* 貸付基準など実施内容について見直します。 ⇒ 『25年度』

(5) 住民ニーズの把握

行政区ごとに行う地域懇談会等を開催し、社協が直接出向いて行って意見交換をすることで、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し問題解決の事業展開や支援ネットワークを構築出来るように取り組みます。

①相談活動等の充実

【現状】

- 住民の相談窓口として、毎週水曜日に主に民生委員が相談員となり「心配ごと相談」を開設しています。
- 「心配ごと相談」開設時以外は、福祉的な総合相談窓口として職員が対応し、各関係機関へ繋げています。

【課題】

- 複雑な相談内容が増えてきています。さらなる相談員の資質向上が望まれます。

【これからの活動】

○心配ごと相談事業

- * よろず相談の窓口として毎週1回開設していきます。
- * 研修等により相談員の資質向上に努めます。
- * 困難な相談内容を専門機関へ繋げられるように、社会資源や関係機関の情報把握に努めます。

○福祉総合相談窓口

- * 住民の相談を一次的窓口として受け付け、より専門的機関へとつなげられるように対応をします。
- * 職員の資質を向上させて対応する力を磨くため、職員研修を定期的を実施します。

②地域懇談会等の実施

【現状】

- 毎月1回実施されている民生委員・児童委員協議会定例会に参加して、福祉ニーズの把握に努めています。
- 地区に出向いての地域懇談会を町担当課（福祉課等）と合同で実施しています。
- ボランティア団体等との情報交換・意見交換を目的に、「ボランティア関係者連絡会議」を開催しています。（年1回程）

【課題】

- 社会福祉施設等との懇談会は実施出来ていません。

【これからの活動】

○地域懇談会等の実施

- * 積極的に地域へ出向いて行き、地域の福祉ニーズの把握に努めます。
- * 社協をより理解してもらえるように、PR用資料（パンフレット・ビデオ等）を作成します。 ⇒『平成25年度』
- * 社会福祉施設をはじめとする関係機関とも、積極的に情報交換・意見交換の場を設けます。

○ボランティア関係者連絡会議

- * ボランティア活動をしている方たちの意見が反映出来るように、関係者連絡会議を定期的に行なっています。

(6) 社協の基盤強化

社協は地域に深く根を張り、常に地域福祉を取り巻く新しい地域課題に対応していくことが基本です。そのために職員の資質向上と団体等から選出されている理事及び評議員の意思がより反映出来る体制を整備していきます。また、社協は住民全体の民間組織という側面と、行政からの事業受託など準公共的な側面を併せ持つため、行政と社協との役割分担や財源負担等を検討しながら、社協の基盤強化をはかっていきます。

①事務局体制の機能強化

【現状】

- 社協事務局の専任職員は7名（正職員4名・嘱託職員1名・臨時職員2名）で、庶務係と事業係に分かれています。さらに事業係は事業担当と地域連携担当に分かれています。
- 職員の人件費については、ほぼ町からの補助金となっています。勤務条件については、概ね町と同様の条件となっています。

【課題】

- 既存事業および今後の社協の地域福祉事業の事業量・事務量を分析し、事業分担を行うとともに必要な職員体制を整備する必要があります。
- 福祉ニーズの複雑・多様化に対応するため、職員の資質向上をはかる必要があります。法人内研修の確立が必要です。
- 効率よく人材を育成し適材適所に配置をするためには、適切な人事考課制度の導入も必要です。

【これからの活動】

- 業務分析をし、事務効率化および適切な業務分担をはかり、職員体制の整備の検討を行います。 ⇒ 『25年度』
- 適切な職員整備について、人件費補助の検討を町と協議していきます。 ⇒ 『25年度～26年度』

②諸規程・要綱等の整備

【現状】

- 社協事業が準拠する定款・規定等を整備していますが、未作成や改正を要する諸規定等が多くあります。

【課題】

- 各種事業推進の準拠となる規定・要綱等を点検する必要があります。

【これからの活動】

- 規定・要綱の点検作業
 - *各種事業等の規定・要綱について点検を行います。 ⇒ 『25年度』
- 未作成または改正分の規定・要綱の作成作業
 - *規定・要綱等が未作成または改正を要する諸規定を作成し整備します。 ⇒ 『25年度～26年度』

③理事会・評議員会の充実

【現状】

- 理事会・評議員会の開催回数は、年間2～4回程度で、事業計画・予算・決算等の審議をする定期的会議が主になっています。
- 選出母体によっては、一年交代となるため、社協に関する理解が得られないまま退任されてしまう場合もあります。また、選出母体により選出の時期が異なるため、理事・評議員の欠員状態が続く場合があります。

【課題】

- 幅広い住民の参加を促進していくため、理事・評議員の選出母体および選出時期等をあらためて検討していく必要があります。
- 理事・評議員の社協事業への参画体制を整備し、社協事業・イベント等への参加を促進する必要があります。

【これからの活動】

- 理事・評議員の選出方法等について検討します。 ⇒ 『25年度～26年度』
- 各種事業への参加および協力をはかります。 ⇒ 『25年度』

④自主財源の確保

【現状】

○社協会費として

一般会員 1口 1,000円

団体会員 1口 3,000円

特別会員 1口 10,000円

の基準により集められた会費を主な自主財源として各種事業を実施しています。

- 一般会員の募集は、毎年各行政区を通じて行い、加入率は50%前後です。
- 収益事業は、町から指定管理者にて運営をしている「デイサービス事業」、自主運営を行っている「あいあい作業所・あいあい滝ノ入作業所事業」や自動販売機設置に伴う売上金があります。

【課題】

- 現在、会員制度および社協事業は住民に十分理解されているとは言えません。これらの一層の周知をはかり、会員加入率の向上に努めなければなりません。
- 収益事業のうち、「あいあい作業所・あいあい滝ノ入作業所事業」は施設形態を変更した後、まだ収益が安定していません。利用者確保の体制を整える必要があります。

【これからの活動】

- 地域懇談会等を積極的に実施し、社協事業の周知をより一層はかります。
- あいあい作業所・あいあい滝ノ入作業所事業は、現状の問題点を改善し、利用者確保の体制を整えます。 ⇒ 『25年度』

⑤施設運営の充実

【現状】

- 町から指定管理者業務として「毛呂山町デイサービスセンター」を運営しています。（平成13年度から委託請負開始）
- 社協直営として「あいあい作業所」と「あいあい滝ノ入作業所」を運営しています。（平成15年度から委託請負開始・平成23年度から直営開始）
- 毛呂山町と越生町からの委託業務として「毛呂山町・越生町障害者就労支援センター」を運営しています。（平成23年度から委託請負開始）

【課題】

- 施設業務を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。安定的運営を行っていくためには、職員の資質向上は必要です。
- 「あいあい作業所」「あいあい滝ノ入作業所」は施設形態を変更した後、まだ収益が安定していません。利用者確保の体制を整える必要があります。

【これからの活動】

- 職員の研修等への積極的参加をより一層はかります。
- あいあい作業所・あいあい滝ノ入作業所事業は、現状の問題点を改善し、利用者確保の体制を整えます。 ⇒『25年度』

⑥公費助成の拡大

【現状】

- 社協事業の拡大に伴い、公費助成である町補助金等の増額が求められます。しかし、町財政も厳しい状況になっています。

【課題】

- 高齢化が急速に進む中、社協事業の展開に必要な助成等については、継続して強く要望をしていく必要があります。

【これからの活動】

- 人件費補助および事業経費の検討を町と協議していきます。
⇒『平成25年度～平成26年度』

社会福祉法人

毛呂山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 毛呂山町における地域福祉推進のため、住民の立場にたつて、福祉サービスのあり方や民間福祉活動のあり方を検討するため、社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の構成及び任期)

第2条 委員会は、委員10名以内で構成し、次の各号に掲げる者のうちから、社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会（以下「毛呂山町社協」という。）会長が委嘱する。

- (1) 毛呂山町社協理事
- (2) 毛呂山町社協評議員
- (3) 民生委員・児童委員協議会
- (4) 区長会
- (5) 連合寿会
- (6) 社会福祉施設
- (7) 障害者団体
- (8) ボランティア団体
- (9) 学識経験者
- (10) 行政関係

2 委員の任期は、当該諮問にかかわる審議が終了したときを期限とする。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、毛呂山町社協会長の諮問を受けて、「地域福祉活動計画」を作成し、答申するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席及び資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、毛呂山町社協事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、毛呂山町社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月2日から施行する。

毛呂山町地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿（敬称略）

委員長：秋和敏彦

副委員長：奥隅 英夫

	選出区分	氏名	所属
1	社協理事	浅見 弘	保護司会
2	社協評議員	藤井 房子	友愛毛呂山
3	民生委員・児童委員協議会	菊田 ワカエ	民生委員・児童委員協議会（児童福祉部会）
4	区長会	久保 きく	区長会
5	連合寿会	奥隅 英夫	連合寿会
6	社会福祉施設	江守 利夫	悠久園
7	障害者団体	鈴木 美和	身体障害者福祉会
8	ボランティア団体	岡田 サダ	赤十字奉仕団
9	学識経験者	秋和 敏彦	—
10	行政関係	齋藤 豊	毛呂山町役場福祉課

毛呂山町地域福祉活動計画策定委員会 策定過程

日時	内容
平成24年 7月23日（月）	第1回 策定委員会 ・策定委員の委嘱、正副委員長の選出 ・計画の構想検討
平成24年 10月 2日（火）	第2回 策定委員会 ・前地域福祉活動計画の評価 ・地域福祉活動計画（素案）の検討
平成24年 12月18日（月）	第3回 策定委員会 ・地域福祉活動計画（原案）の検討
平成25年 2月 8日（金）	第4回 策定委員会 ・地域福祉活動計画の答申

第 2 期毛呂山町地域福祉活動計画

平成 2 5 年 3 月 策定

編集・発行 毛呂山町社会福祉協議会

■所在地：毛呂山町岩井西 5 丁目 1 6 番地 1

■電話番号：0 4 9 - 2 9 5 - 3 1 1 1

■ファックス：0 4 9 - 2 9 5 - 7 2 5 8

■ホームページ：<http://www.moroyama-shakyo.or.jp/>

■メールアドレス：info@moroyama